

平成 18 年 12 月 19 日

地方支分部局等における指導監督行政 (立入検査) に関する調査 ＜調査結果に基づく通知＞

- 本調査は、8 管区行政評価局（支局を含む。）及び沖縄行政評価事務所が、平成17年 4 月から18 年 3 月にかけて実地に調査したものであり、その結果に基づき、国の地方支分部局等における立入検査の全体像を今回初めて明らかにするとともに、複数の行政機関が同一事業者に対して同一年度に立入検査を重複して実施しているものなどについて、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省に対して所要の改善を求めるものです。

概 略

背 景

- 各省庁は、所管法令に基づき、立入検査等により事業者に対する指導監督行政を実施
- 立入検査権限の一部は、地方支分部局等の長に委任されているが、委任状況や実施方法等の実態は不明確
- 立入検査は、事業者が行う事業活動の広域的展開への的確な対応、事業者の負担の軽減等の観点から、効果的、効率的に行われる必要があるが、複数の行政機関が同一事業者に対して同一年度に立入検査を重複して行う等の例あり

調査の実施

- この調査は、国の地方支分部局等における指導監督行政（立入検査）の実施状況を調査
- 調査対象：10省庁21地方支分部局等

調査結果の概要

第1 地方支分部局等が行う立入検査の現況（平成17年9月30日現在）※全体像を明らかにするのは初めて

- 国の地方支分部局等の長に立入検査権限が委任されているものは395検査（10省庁21地方支分部局等）
- 省庁別では、国土交通省96検査（24%）、厚生労働省85検査（22%）、金融庁83検査（21%）等の順で、この3省庁で約7割
地方支分部局等別では、財務局92検査（23%）（注）、地方運輸局56検査（14%）、地方厚生局38検査（10%）等の順で、この3機関で約5割
- 対象事業者の業種別では、卸売・小売業78検査（20%）、金融・保険業66検査（17%）、製造業65検査（16%）等の順で、この3業種で約5割
- 従事職員数は兼務者を含め約2万8千人（関係地方支分部局等の職員の約16%）

第2 調査の結果、改善の必要が認められる事項

1 地方支分部局等の管轄区域を越えて事業を行う者に対する的確な立入検査の実施

- 海上運送法に基づき地方運輸局等が行う立入検査の対象範囲と管轄区域とが不明確なため、いずれの地方運輸局等においても立入検査の対象とされていない施設あり（国土交通省）

2 立入検査の実施に係る関係機関の連絡・調整の推進

- 関係機関の連絡・調整が不十分なため、複数の行政機関が同一事業者に対して同一年度に立入検査を重複して実施（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）
- 立入検査時に複数の行政機関が徴する資料について簡素化の余地（厚生労働省）
- 立入検査の結果把握された法令違反等の情報の関係部局への提供が不十分（厚生労働省、農林水産省）

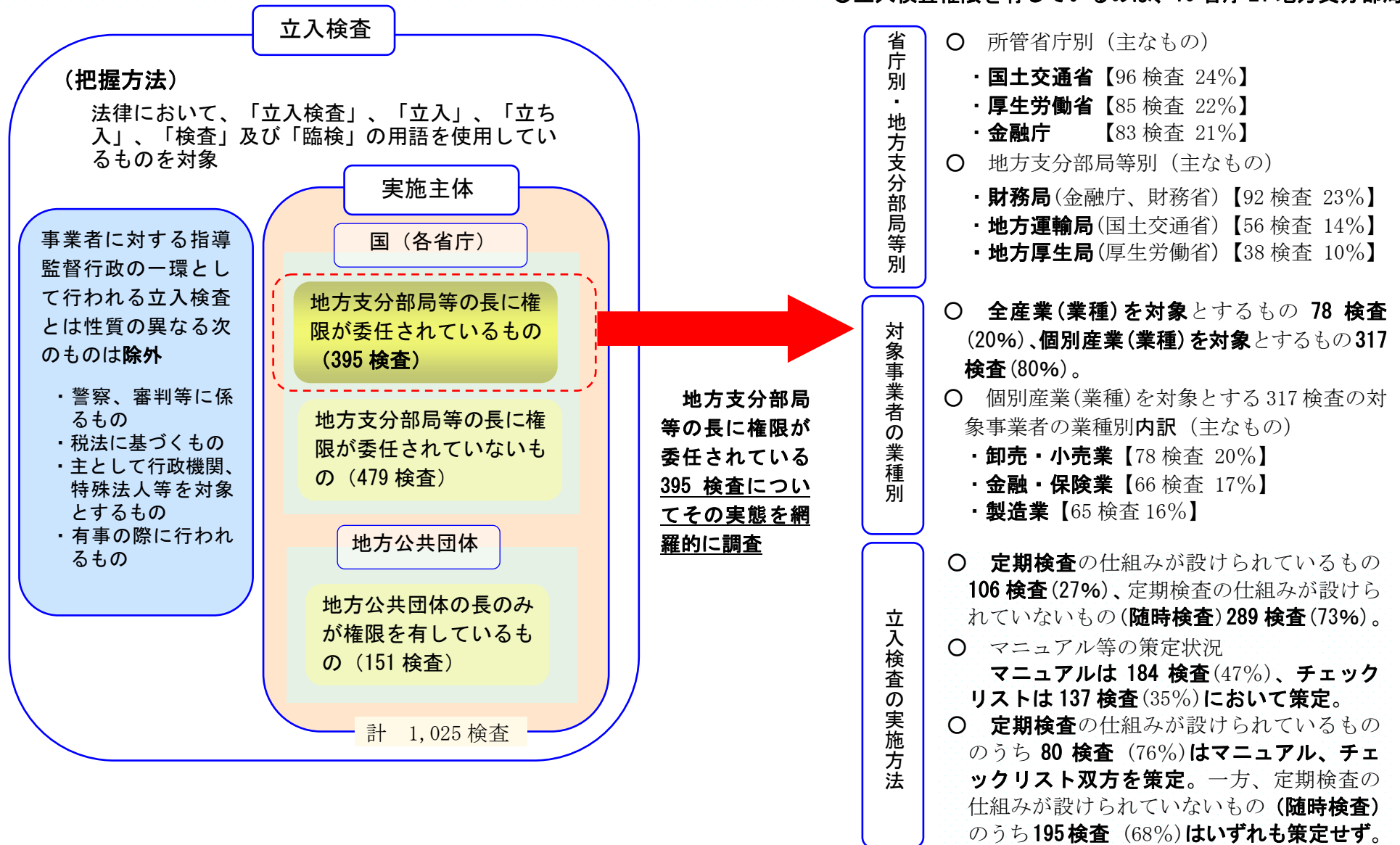
通知先：厚生労働省
農林水産省
経済産業省
国土交通省
通知日：平成18年12月19日

（注） 財務局は金融庁から業務の委任を受けている地方支分部局として83検査、財務省の地方支分部局として9検査あり、合計で92検査となっている。

第1 地方支分部局が行う立入検査の現況

平成17年9月30日現在、法律に基づく立入検査の状況は以下のとおり。

○立入検査権限を有しているのは、10省庁21地方支分部局等



※ 地方支分部局等の長に立入検査権限が委任されている395検査の詳細（検査の根拠条項、権限委任状況、対象事業者、検査実績等）については、立入検査現況表を参照。この現況表は、総務省のホームページで閲覧可能とする予定。

第2 調査の結果改善の必要性が認められる事項

1 地方支分部局の管轄区域を越えて事業を行う者に対する的確な立入検査の実施

○海上運送法第25条第1項に基づく立入検査

制度の仕組み

- 海上運送法に基づく定期航路事業等に使用する船舶、事業場等への立入検査権限は、地方運輸局長に委任
- 立入検査の対象範囲
地方運輸局長は、自らが許可等した事業者等は管轄区域にかかわらず立入検査が可能。また、他の地方運輸局長が許可等した事業者等は、管轄区域内のものは立入検査が可能
- 平成17年4月以降、運航労務監理官は配置局の管轄区域内で職務権限を行使するのが原則



通知要旨

- 地方運輸局等に対し、海上運送法第25条第1項に基づく地方運輸局等の立入検査の対象範囲と管轄区域との関係を明確に示し、速やかに改善措置が講じられるよう指導すること。（国土交通省）

調査結果

- 立入検査の対象範囲については、各地方運輸局等によって異なる取扱い

(調査時点:平成18年6月)

| 区分 (地方運輸局等名) | 管内自局許可施設 | 管内他局許可施設 | 管外自局許可施設 |
|------------------|----------|----------|----------|
| A 北海道、九州 | ○ | ○ | ○ |
| B 関東、中部 | ○ | ○ | × |
| C 東北、近畿 中国、四国 | ○ | × | ○ |
| D 沖縄 | ○ | × | × |

- (注) 1 ○は立入検査の対象、×は対象外
2 「管内自局許可施設」：管轄区域内に所在する輸送施設等のうち、自ら許可した定期航路事業等に使用するもの
3 「管内他局許可施設」：管轄区域内に所在する輸送施設等のうち、他の地方運輸局長が許可した定期航路事業等に使用するもの
4 「管外自局許可施設」：管轄区域外に所在する自ら許可した定期航路事業等に使用するもの

- このため、次のような場合は、立入検査の対象とされない。
 - ① 上表のBの運輸局が許可したものが、C又はDの運輸局の管内にある場合
 - ② 上表Dの運輸局が許可したものが、Cの運輸局の管内にある場合
- 関東運輸局が許可した一般旅客定期航路事業に係る四国及び近畿運輸局管内の施設（各1施設）は、平成14～16年度の検査実績なし

2 立入検査の実施に係る関係機関の連絡・調整の推進

(同一事業者に対し、行政上密接に係る複数の行政機関が立入検査を行う場合)

ア 本省庁の指示が不徹底

① 海上運送事業者に対する地方運輸局等と管区海上保安本部の立入検査（総点検）（海上運送法第25条第1項等）

制度の仕組み

- 国土交通省は、通達により、毎年度行う「年末年始の輸送等に関する安全総点検」の実施方法について、次の指示
 - ・ 海上運送事業者の点検は、地方運輸局等と管区海上保安本部が連絡を取り合い、同一船舶への訪船指導等については時間を合わせて実施するなど、事業者に過度の負担が生じないように行うこと

調査結果

- 総点検期間内（約1か月）に行われた地方運輸局等と管区海上保安本部の立入検査（総点検）の中には、対象事業者が重複しているものあり（9管区中4管区で20件（平成16及び17年度））

② 農薬及び毒劇物の販売業者に対する都道府県等の立入検査（農薬取締法第13条、毒劇物取締法第17条第2項）

制度の仕組み

- 厚生労働省及び農林水産省は、都道府県等に対し、同一の販売業者に対して同一年度に立入検査を重複して実施しない、やむをえず重複して実施せざるを得ない場合は、検査実施日を調整し合同実施に努めるよう助言

調査結果

- 都道府県等の農薬取締法担当部局と毒劇物取締法担当部局が同一の販売業者に対して同一年度に立入検査を重複して行っているものあり（9道府県中6県で43件（平成16年4月～17年9月））

イ 本省庁の方針等が示されていないため地方支分部局の実施方法が区々

○ 簡易ガス事業者に対する経済産業局と産業保安監督部の立入検査（ガス事業法第47条）

制度の仕組み

- 経済産業局は事業関係を、産業保安監督部は保安関係を検査
- 経済産業省は、簡易ガス事業者に対する立入検査の実施方法についての方針等を示しておらず、どのように行うかは各経済産業局と産業保安監督部に一任

調査結果

- 経済産業局及び産業保安監督部の同一事業者に対する立入検査の実施方法は区々
両機関の連絡調整の方針なし(2地区)、近接した日に実施(1地区)、同一年度にそれぞれ独自に行わない(3地区)、原則として合同で検査(3地区)
- 同一事業者に対して同一年度に両機関がそれぞれ独自に立入検査を行っているものあり（9経済産業局等中6経済産業局等で30件（平成16年4月～17年9月））

通知要旨

- 同一の事業者等に対し行政上密接に係る複数の行政機関が立入検査を行う場合、重複検査等が行われることのないよう、
 - i) 海上運送事業者に対する総点検期間内における立入検査については、関係地方支分部局に対し指導を徹底すること。（国土交通省）
 - ii) 農薬等の販売業者に対する都道府県等の立入検査については、都道府県等に対し助言を行うこと。（厚生労働省、農林水産省）
 - iii) 簡易ガス事業者に対する経済産業局及び産業保安監督部の立入検査については、立入検査に関する実施方針等を示し、両機関に徹底すること。（経済産業省）

ウ 立入検査時に複数の行政機関が徴する類似資料の簡素化

○ 病院等に対する地方厚生局と都道府県等の立入検査（医療法第 25 条）

制度の仕組み

- 厚生労働省は、立入検査要領等を策定し、調査表等の様式を規定
 - ・ 地方厚生局は、特定機能病院（注）を対象に原則年 1 回、都道府県等と合同実施
 - ・ 都道府県等は、特定機能病院を含むすべての病院等を対象に原則年 1 回実施
- 特定機能病院は、毎年度、厚生労働大臣に対し、医療法に定める業務報告書の提出義務

（注） 特定機能病院とは、高度の医療を提供する能力を有すること等の要件を満たすものとして医療法第 4 条の 2 の規定に基づき厚生労働大臣の承認を受けた病院（平成 18 年 4 月現在、大学病院等 81 が承認）

調査結果

- 地方厚生局が特定機能病院への立入検査時に徴する調査表記載事項の一部（患者数、高度医療提供実績等）は、業務報告書で把握可能
業務報告書の内容を地方厚生局が把握できる仕組みなし
- 地方厚生局と都道府県等が特定機能病院への合同立入検査時にそれぞれ徴する調査表等の内容に共通事項（病床数、患者数、診療科目、医師数等）あり

通知要旨

- 特定機能病院に対し厚生労働大臣への提出を求めている業務報告書の内容を地方厚生局が把握できる仕組みを設けるとともに、立入検査実施要領等で定めている地方厚生局と都道府県等が徴する調査表の様式の共通化等を行うこと。（厚生労働省）

エ 立入検査の結果把握された法令違反等の情報の関係部局への提供が不十分

○ 農薬販売業者等に対する都道府県の立入検査（農薬取締法第 13 条、毒物及び劇物取締法第 17 条第 2 項）

制度の仕組み

- 農林水産省及び厚生労働省は、都道府県に対し、次の助言
 - ・ 立入検査の結果については、農薬取締法担当部局と毒物及び劇物取締法担当部局で連絡を密にし、相互の情報の活用を図ること
 - ・ 農薬取締法に基づく立入検査の結果、法に違反する行為等があった場合には、毒劇物取締法担当部局、食品衛生法担当部局その他の関係部局に情報提供を行うこと

調査結果

- 農薬取締法に基づく立入検査で毒劇物取締法違反とみられる事例を把握していながら、担当部局に情報提供を行っていないものあり（9 道府県中 2 県で 10 件（平成 16 年 4 月～17 年 9 月））

通知要旨

- 農薬取締法や毒劇物取締法に基づく立入検査の結果、法令違反の事実等の情報を得た場合は、その情報を都道府県等の毒劇物取締法担当部局及び農薬取締法担当部局間で相互に情報交換し、情報の共有化を進めるよう助言を徹底すること。（厚生労働省、農林水産省）

〔本件連絡先〕

総務省行政評価局 総務課地方業務室

室長：松本^{まつもと} 順^{じゆん}（内線：2421）

補佐：吉富^{よしとみ} 淳^{あつし}（内線：2422）

担当：佐々木^{ささき} 護^{まもる}（内線：2493）

電話（代表） 03-5253-5111※

電話（直通） 03-5253-5413

ファクシミリ 03-5253-5418

電子メール kans2056@soumu.go.jp

※ 総務省代表電話の取扱時間は、午前8時30分から午後6時30分
までです。これ以外の時間は、直通電話をご利用ください。